

見学可能な食品関連施設リスト作成・公開要領

(目的)

第1 この要領は、県が食品安全基本条例の基本理念に基づき、県民と食品関連事業者との相互理解を図るため、県民等が無料で施設見学、意見交換等を行うことができる食品関連施設（農作地を含む 以下同じ）のリスト（以下「リスト」という）を作成し、公開等を行うために必要な事項を定める。

(対象施設の把握)

第2 リストの登録を希望する者は、様式1に必要事項を記入のうえ県に申し出る。

(登録要件)

第3 登録の要件は次の事項とする。

- (1) 登録する施設が県内にあること。
- (2) 無料で見学できること。
- (3) 県民からの申込を県を経由せず直接受付することが可能であること。
- (4) 見学者からの製造方法等の質問に対し、十分な対応ができる体制にあること。
- (5) 食品製造及び加工施設については、見学コースまたは見学用の窓等により、見学による衛生上の危害が発生するおそれがないこと。
- (6) 食品への安全確保及び食品に対する安心感の向上への取り組みがなされていること。

(実地調査)

第4 県は、様式1の受理等により、登録要件に合致し、リスト登録に賛同する食品関連事業者を把握した場合には、様式2により実地調査を行い、リストに登録することが妥当であるかを判断する。

(登録と公開)

第5 県は、実地調査の結果、登録することが妥当であると判断した場合には、当該事業者に登録したことを通知するとともに公開する内容を送付し、当該事業者がその公開内容について了解した後、ホームページ「岐阜県食品安全情報」等により公開する。

(登録の変更及び解除)

第6 登録事業者は、登録の内容に変更があった場合、または登録の解除しようとする場合には、速やかに、登録内容の変更または解除を申し出る。

(登録の取り消し)

第7 県が下記事項により、登録を継続することが妥当ではないと判断した場合には、当該事業者の意向に関わらず、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が登録要件に合致しなくなった場合
- (2) 登録事業者が食品安全基本条例の趣旨に反する行為を行った場合

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は平成16年10月18日から施行する。

見学可能な食品関連施設立入調査票

調査日時	平成 年 月 日 時 ~ 時					
立入者						
営業者名						
施設所在地						
電話番号						
FAX 番号						
e-mail						
URL						
施設担当者						
取扱い品目						
主な商品名						
主な出荷先						
受入条件	人数		時期		休日	
	受入可能時間			見学所要時間		
	その他					
申込方法						
担当者から一言						
その他						